

第 3 4 号様式 診療用エックス線装置廃止届

どんなときに

診療所の廃止などにより、診療用エックス線装置等をすべて廃止したとき

※2 台→1 台等の台数変更の場合は、「**第 3 3 号様式 診療用エックス線装置設置（予定）届 出事項変更届**」による届け出となります。

いつまでに

廃止後 10 日以内

届出に必要な書類

書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は開設者控え）

・ **第 3 4 号様式 診療用エックス線装置廃止届**

注意・その他

- ・ 診療用エックス線装置使用室を別用途にする場合は、構造設備の変更として「**第 5 号様式 病院・診療所・助産所開設許可事項一部変更許可申請書**」や「**第 8 号様式 病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設開設・設置許可・届出事項一部変更届**」の手続きが必要になります。